

## いじめに関する多様な事態への対応の流れ

事案の状況	学校の対応		屋久島町教育委員会の対応
<p>※ いじめ事案に関する保護者対応のスタンスについて共通認識をもっておく。</p>			
<p>保護者から相談や要望に対しては、まずは、「十分に話を聞く（傾聴）」ことを基本姿勢とする。「相談したくてもなかなか言えない」、「学校や町教委は敷居が高い」という保護者は多い。どんな思いをもって相談してきたか、相談者の心情に十分寄り添った対応を心がける。また、丁寧な事実確認（直接の聞き取り、アンケートの実施）を行い、その上で、学校（町教委）としてどう取り組んでいくかを協議し、相談者に具体的に伝えていく。（即対応か、中期的な対応か、長期的な対応か）その際にも、相談者と丁寧に合意形成を図っていくことが大切である。</p>			
<p>いじめ事案が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の「いじめ防止基本方針」に沿って迅速かつ適切な対応を行う。</li> <li>○ 事案の状況を確認し、町教委に速やかに報告（一報）する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※町教委への報告の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力行為（殴る、蹴る等）があった。</li> <li>・ 金品の強要があった。</li> <li>・ いじめとされる行為が一度でなく複数回（2回以上）認められた。</li> <li>・ 解決に時間がかかる可能性がある。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、具体的な調査結果を丁寧に説明し、保護者との合意形成に努める。</li> </ul>	<p>報告</p> <p>← 指導</p>	<p>※ 町教委は、学校からの報告を踏まえ、可能な限り状況を把握し、以下のことについて確認し指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの状況の状況について（被害の状況、被害者側の心情、深刻さ、長期化の可能性等）</li> <li>○ 迅速かつ適切な初期対応について改めて指導する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害児童生徒・保護者の心情への寄り添い、十分な傾聴</li> <li>・ スピーディーな対応（即日の家庭訪問、保護者への学校の取組・方針の説明、聞き取り調査の実施）</li> <li>・ 調査状況、調査結果の丁寧な説明</li> </ul> </li> </ul>
<p>学校が行ったいじめ事案の調査結果を被害者側が納得できなかった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者が調査結果に納得しなかった場合は、その部分を丁寧に聞き取り、改めて調査を行うことを保護者に伝える。</li> <li>○ 学校は、状況を町教委へ速やかに報告し、今後の方針を示すとともに、指示を仰ぐ。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>再調査を実施し、改めて保護者に報告する。（理解を得るまで継続することを基本とする。）</p> </div>	<p>報告</p> <p>← 指導 支援</p>	<p>※ 熊毛教育事務所への報告</p> <p>※ 学校からの報告を踏まえ、以下のことについて指導を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者の意見を真摯に受け止め、調査結果の不服とする部分を詳細に把握すること。</li> <li>○ 基本的に、保護者の理解を得られるまで調査を継続すること。</li> <li>○ 必要に応じて担当指導主事が調査チームに入り、調査をサポートすること。</li> </ul>
<p>被害児童生徒の精神的なダメージが大きく、長期欠席等の事態になった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、「重大事態」ととらえ、町教委に速やかに報告し、今後の対応等について共通理解を行う。</li> <li>○ 児童生徒の状況に即して、個別の支援計画を作成し、支援計画をもとに児童生徒に寄り添った対応を行う。</li> </ul>	<p>報告</p> <p>← 指導 支援</p>	<p>※ 学校の報告を受け、重大事態と認定し、いじめ防止対策推進法、町いじめ防止基本方針に則り、第三者委員会の設置等、具体的な対応を進める。</p> <p>※ 長期欠席状態を解消するため、町教育支援センターへの登校を働き掛ける</p> <p>※ 町長、熊毛教育事務所への報告（事案への学校の対応状況、町教委の方針等）</p>

事案の状況	学校の対応		屋久島町教育委員会の対応
いじめ事案に関して、保護者が合理的配慮を求めてきた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者の心情に十分配慮し、学校として「対応できること」「対応が難しいことを十分精査して、保護者に丁寧に説明し合意形成を図る。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【合理的配慮の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健室、別室への登校 (○)</li> <li>○ 学校職員による巡視 (○)</li> <li>○ 保護者の同伴による登校 (○)</li> <li>○ 気持ちを落ち着ける場の確保 (○)</li> <li>○ 特別支援学級での学習 (△)</li> <li>○ 特別支援教育支援員による授業 (×)</li> </ul> </div>	<p style="text-align: center;">⇨ 相談</p> <p style="text-align: center;">⇩ 指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 被害児童や保護者の心情に寄り添うことを基本とし、児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、可能な限り学校としてできる対応策を示すよう指導する。</li> <li>また、対応が難しい場合は、その理由についても、保護者の理解が得られるよう丁寧な説明を心がけることを指導する。</li> </ul>
いじめにより、被害児童生徒が転校を申し出た場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害児童生徒在籍校は、被害保護者の要望、意向を町教委に報告するとともに、対応についての指示を仰ぐ。</li> <li>○ 事案に関する引き継ぎ書を作成し、当該学校間で、管理職同士、担任同士を交えて引き継ぎを行う。引き継ぎ書に関しては、保護者の同意を得た上で作成を行う。</li> <li>○ 被害児童生徒の受け入れ校は、転入前に保護者と面談を実施し、心理状況を踏まえた具体的な支援策について丁寧な協議を行う。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">⇨ 報告</p> <p style="text-align: center;">⇩ 指導</p> <p style="text-align: center;">⇩ 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 事態の好転が見られない場合、加害児童生徒に対する「出席停止措置」の適用も検討する。</li> <li>※ 本来であれば、何の落ち度もない被害者が転校する必要はないが、心情等を考慮し、保護者の要望を踏まえ、避難措置として「指定校変更」の対応を取る。</li> <li>※ 担当指導主事が引き継ぎに立ち会い、必要に応じて指導・助言を行う。</li> <li>※ 可能であれば担当指導主事が面談に立ち会い、支援策について具体的な指導・助言を行う。</li> <li>※ 必要に応じてSCや臨床心理士を派遣する。(県への協力依頼)</li> </ul>
事案が長期化し、事案に関係した職員(管理職、担任等)が異動になる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事案が解決していなければ、異動後も、要請に応じて来島し、調査への協力等、事態の解決に向けて積極的に関わっていくという認識をもっておく。</li> <li>○ 事案が未解決であれば、異動の際には、被害者宅を訪問するなど、誠意をもって行動する。(管理職、担任等)</li> <li>○ 管理職は後任者と確実な引き継ぎを実施する。(事案に関する引き継ぎ書を確実に作成)</li> <li>○ 後任者は異動後、速やかに被害保護者と面談を行い、今後の学校の方針や被害児童生徒への支援策等について丁寧な説明を行う。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">⇩ 支援</p> <p style="text-align: center;">⇩ 指導</p> <p style="text-align: center;">⇩ 指導</p> <p style="text-align: center;">⇩ 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 関係者の異動先の市町村教委教育長へは、県教委を通じて事態の状況を説明し、必要に応じて調査への協力を得られるよう了解を得ておく。</li> <li>※ 担当指導主事が訪問に同行し、学校関係者とともに、町教委としても誠意ある行動をとる。(訪問日の確実な設定)</li> <li>※ 管理職同士の直接の引継が困難な場合は、町教委が責任をもって、引継文書をもとに後任者への詳細な説明を行う。</li> <li>※ 面談に立ち会い、支援策について具体的な指導・助言を行う</li> <li>※ 必要に応じてSCや臨床心理士を派遣する。(県への協力依頼)</li> </ul>